

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成31年3月15日

金曜日

号外(2)

## 目次

### 人事委員会規則

- 級別職務に関する規則の一部を改正する規則 1
- 給料に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 2

## 規 則

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第597号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第538号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「港湾地区特別捜査隊」を「国際捜査課」に改める。

### 附 則

この規則は、平成31年3月25日から施行する。

(人委・職員課)

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

**富山県人事委員会規則第598号**

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中「5 年」を「7 年」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（人委・職員課）

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 15 日

富山県人事委員会

委員 長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第599号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 警察本部の項中

「	監察官室長	」
「	港湾地区特別捜査隊長	」

を

「	監察官室長	」
---	-------	---

に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年 3 月 25 日から施行する。

（人委・職員課）